

栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例及び 栃木市手話言語条例の制定について

1. 条例制定の目的

本市では、障がいを理由とする差別の解消に向けて主体的に取組み、市民一人ひとりが障がいの有無によって分け隔てられることなく暮らしていけることができる「共生社会」の実現のため、2つの条例を制定するものです。

2. 条例の概要

まず、「栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例」ですが、障がいを理由とする差別の解消に向けての必要な事項や、障がい特性に応じた情報保障、コミュニケーション手段の整備について、また、差別に関する問題解決に向けた手続きなどを定めています。

次に「栃木市手話言語条例」ですが、手話に対する理解の促進及び手話の普及に向けた取組みについて定めています。

この2つの条例の関係性ですが、手話言語条例は「手話はろう者が育んできた独自の言語であり、日本語のような音声言語とは異なる言語である」との考えから、単独の条例としましたが、施策を推進していくにあたっては差別解消推進条例と一体的に取り組んでいくものとなります。

3. 条例制定に伴う想定される今後の展開

条例制定の下、具体的施策の展開にあっては同時に規則等例規の整備を進めております。まず来年度は、環境整備の一つとして、手話に対する理解の促進及び手話の普及に資するための手話通訳者の設置を考えております。次に、本庁と各総合支所にiPadなどの情報機器を設置し、各総合支所に訪れた聴覚障がい者と本庁にいる手話通訳者の間で意思疎通が図られるような体制構築を進めてまいります。

4. 他自治体の状況

差別解消の推進に関する条例は、県内では栃木県において制定済みです。県内市町では初となります。全国的には21道府県及び11市で制定済みです。

手話言語条例については、県内では日光市が制定済みで、鹿沼市では平成30年12月市議会で議決され、平成31年4月1日から施行予定です。全国的には25道府県、3区、169市及び28町、計225自治体で制定済みです。

【問合せ】

障がい福祉課 担当 鈴木
Tel0282-21-2203